

一 制定・改廃の概要 一

条例・規則名 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和3年3月31日・東京都規則第237号

1 概要

(1) 改正理由

東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号。以下「条例」という。)における開発許可制度について、土砂崩落等を未然に防止するため、開発許可の基準を見直すほか、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

ア 開発許可制度

(ア) 開発許可の基準の改正

法高が1mを超える切土・盛土等(以下「特定切盛土」という。)を行う場合について、都市計画法及びその命令(以下「都計法令」という。)に規定する基準と同様なものとなるよう規定するほか、都計法令に規定がないものについては、同法に基づく「開発行為の許可等に関する審査基準」等に記載のある項目について規定する(第52条第2項)。

あわせて、特定承継の承継者が特定切盛土を行う場合には、地位の承継届ではなく、再度申請が必要である旨規定する(第53条第5項、第67条第1項)。

(イ) 緑地等管理計画書制度に新たな報告を追加

条例第55条に基づく緑化等管理計画書及び緑地等管理状況報告書において、緑地等の管理に、切土・盛土の小段、法面等の安定性に係る管理を含めることを追加する(別記第21号様式の2及び別記第21号様式の3)。

イ 自然環境保全法施行規則等の改正に伴う改正

(ア) 自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令関係

① 保全地域における自然の保護と回復に支障を及ぼすおそれのないものに、

「境界標」、「認定保護増殖事業等の実施のための工作物」、「条例に規定する保護増殖事業の実施のための工作物」、「野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためのカメラ等」及び「特定外来生物による生態系当に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による特定外来生物の防除のためのカメラ等」を追加する（第22条第1項第1号ほか）。

② 知事へ届出でなく通知を行う大学として、公立の大学から、「地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学」を除く旨を追加する（第22条第4号）。

(イ) 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令関係

自然保護取締員の該当要件に専門職大学の前期課程を修了した場合を含む旨を追加する（第40条第1項第2号）。

ウ 規則別記様式における押印の取扱いについて

(ア) 押印を廃止する（別記第1号様式ほか）。

(イ) 印鑑証明書の添付が必要と判断した書面を規定する（第70条）。

2 施行日

1 (2)ア 令和3年10月1日

1 (2)イ及びウ 公布の日

3 問合せ先

1 (2)ア

環境局自然環境部緑環境課指導担当

直通 03-5388-3554

1 (2)イ及びウ

環境局自然環境部緑環境課保全担当

直通 03-5388-3555